

附則様式(附則第 2 項関係)

基礎的電気通信役務の提供の業務に関する収支の状況を示す表

事業者名 _____

年 月 日から

年 月 日まで

(単位 円)

役 務 の 細 目	営業収益	営業費用	営業利益	摘 要
1 第 40 条の 2 第 1 号に掲げるもの				
2 同号イに掲げるもの				
3 同号ロに掲げるもの				
4 同号ハに掲げるもの				
5 第 40 条の 2 第 2 号に掲げるもの				
計				

注 1 1 の項には、この省令の施行日の属する事業年度の前の事業年度に提出した会計規則別表第 2 様式第 21 の「加入電話及び総合デジタル通信」の営業収益、営業費用及び営業利益を記載するものとする。

注 2 2 の項には、この省令の施行日の属する事業年度の前の事業年度に提出した会計規則別表第 2 様式第 21 の「基本料」の営業収益、営業費用及び営業利益を記載するものとする。

注 3 3 の項には、この省令の施行日の属する事業年度の前の事業年度に提出した会計規則別表第 2 様式第 21 の「市内通信」の営業収益、営業費用及び営業利益を記載するものとする。

注 4 4 の項には、この省令の施行日の属する事業年度の前の事業年度に提出した会計規則別表第 2 様式第 21 の「市外通信」の営業収益、営業費用及び営業利益を記載するものとする。

注 5 5 の項には、この省令の施行日の属する事業年度の前の事業年度に提出した会計規則別表第 2 様式第 21 の「公衆電話及びデジタル公衆電話」の営業収益、営業費用及び営業利益を記載するものとする。

注 6 基礎的電気通信役務と基礎的電気通信役務以外の電気通信役務とに関連する収益及び費用は、この省令の施行日の属する事業年度の前の事業年度に提出した会計規則別表第 2 様式第 21 に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。

注 7 2 以上の細目の基礎的電気通信役務に関連する収益及び費用は、この省令の施行日の属する事業年度の前の事業年度に提出した会計規則別表第 2 様式第 21 に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。